

議案第 27 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の次に次の1条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定基準）

第6条の3の2 居宅介護支援事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「30,760円」を「33,720円」に改め、同項第2号中「38,450円」を「42,150円」に改め、同項第3号中「46,140円」を「50,580円」に改め、同項第4号中「55,360円」を「60,700円」に改め、同項第5号中「61,520円」を「67,450円」に改め、同項第6号中「73,820円」を「80,940円」に改め、同号ア中「という。」の次に「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。」を加え、同項第7号中「79,970円」を「87,680円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「92,280円」を「101,170円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に、「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「104,580円」を「114,660円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「116,880円」を「128,150円」に改め、同項第11号中「129,190円」を「141,640円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,680円」を「30,350

円」に改める。

付則第10項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成29年度分までの保険料率については、なお従前の例による。